

# 第13次鳥獣保護管理事業計画書

令和4年4月1日から

5年間

令和9年3月31日まで

佐賀県

## 目次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	2
2 特別保護地区の指定	4
(1) 方針	4
(2) 特別保護地区指定計画	5
3 休猟区の指定	6
(1) 方針	6
(2) 休猟区指定計画	6
(3) 特例休猟区指定計画	6
4 鳥獣保護区の整備等	6
(1) 方針	6
(2) 整備計画	7
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
1 鳥獣の人工増殖	7
(1) 方針	7
(2) 人工増殖計画	7
2 放鳥獣	7
(1) 方針	7
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	8
(3) 放獣計画	8
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	8
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	8
(1) 希少鳥獣	8
(2) 狩猟鳥獣	9
(3) 外来鳥獣等	8
(4) 指定管理鳥獣	9
(5) 一般鳥獣	10
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可に当たっての条件の考え方	10

(3) 許可する場合の基本的考え方	1 1
(4) わなの使用に当たっての許可基準	1 2
(5) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 2
(6) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	1 3
3 学術研究を目的とする場合	1 3
(1) 学術研究	1 3
(2) 標識調査	1 4
4 鳥獣の保護を目的とする場合	1 5
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	1 5
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	1 5
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	1 5
5 鳥獣の管理を目的とする場合	1 5
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的	1 5
(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	2 4
6 その他特別の事由の場合	2 5
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	2 5
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	2 5
(3) 鵜飼漁業への利用	2 5
(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	2 6
(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	2 6
7 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	2 6
(1) 捕獲許可した者への指導	2 6
(2) 許可権限の市町村長への委譲	2 7
(3) 鳥類の飼養登録	2 7
(4) 販売禁止鳥獣等	2 8
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 8
1 特定猟具使用禁止区域の指定	2 8
(1) 方針	2 8
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	2 9
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	3 0
2 特定猟具使用制限区域の指定	3 1
(1) 方針	3 1
(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画	3 1
3 猟区設定のための指導	3 1
4 指定猟法禁止区域	3 1
(1) 方針	3 1

(2) 指定計画	3 2
(3) 許可の考え方	3 2
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	3 2
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する指針	3 2
2 第一種特定鳥獣保護計画の実施計画の作成に関する方針	3 2
3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	3 3
4 第二種特定鳥獣管理計画の実施計画の作成に関する方針	3 3
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	3 3
1 基本方針	3 3
2 鳥獣保護対策調査	3 3
(1) 方針	3 3
(2) 希少鳥獣等保護調査	3 3
(3) ガン・カモ等の一斉調査	3 4
3 狩猟鳥獣生息調査	3 4
(1) 方針	3 4
(2) 狩猟鳥獣生息調査	3 4
(3) 放鳥効果測定調査	3 4
4 鳥獣管理対策調査	3 5
(1) 方針	3 5
(2) 調査の概要	3 5
5 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査	3 5
(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	3 5
(2) 捕獲情報収集調査	3 5
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	3 6
1 鳥獣行政担当職員	3 6
(1) 方針	3 6
(2) 設置計画	3 6
(3) 研修計画	3 7
2 鳥獣保護管理員	3 7
(1) 方針	3 7
(2) 設置計画	3 7
(3) 年間活動計画	3 7
(4) 研修計画	3 8
3 保護及び管理の担い手の育成	3 8

(1) 方針	38
(2) 研修計画	38
(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策	38
(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成	39
4 取締り	39
(1) 方針	39
(2) 年間計画	39
第九 その他	39
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	39
(1) 鳥獣保護管理員	39
(2) 有害鳥獣捕獲の従事者	39
(3) 鳥獣による農作物の被害	40
(4) 鳥類による生活環境の被害	40
(5) 市街地に出没する鳥獣への対応	40
2 狩猟の適正化	40
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	41
(1) 方針	41
(2) 体制	41
(3) 傷病鳥獣の個体の処置について	42
(4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策	42
(5) 放鳥獣	42
4 感染症への対応	42
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	42
(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）	42
(3) その他の感染症	43
5 普及啓発	43
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	43
(2) 安易な餌付けの防止	43
(3) 愛鳥モデル校の指定	44
(4) 法令の普及徹底	44

## 第一 計画の期間

令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの5年間とする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### （1）方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県の県土面積は約2,441km<sup>2</sup>で、土地利用区分別には、森林45.4%、農地21.1%、宅地7.6%、道路6.1%などとなっており、その中に、多種類の野生鳥獣（鳥類 およそ330種、獣類 およそ30種類）が生息している。

こうした野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものである。

このため、鳥獣の捕獲等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の保護繁殖を図る観点から、必要な地域については鳥獣保護区を指定する。

なお、鳥獣保護区の指定に当たっては、地域の自然・社会的特性を踏まえ、市町、農林水産業団体等、地域の関係者の合意形成に努め、農林水産業等の人間の活動と鳥獣の共存が図られるよう十分留意するものとする。

##### ② 指定区分ごとの方針

#### （ア）森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。指定に当たっては、森林面積がおおむね10,000haごとに1箇所を選定し、面積が300ha以上となるよう努めるものとする。

#### （イ）集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

#### （ウ）希少鳥獣生息地の保護区

第四の1（1）①に定める希少鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

#### （エ）身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区(再指定を含む)								本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	11	19	箇所	2	4	6		1	13						
	面積	3,300ha	11,233ha	変動面積	564ha	1,445	6,780		288	9,077	ha					
集団渡来地	箇所		3	箇所												
	面積		1,511ha	変動面積	ha						ha					
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所												
	面積		316ha	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所		17	箇所	2					2						
	面積		3,858ha	変動面積	198ha					198	ha					
計	箇所		41	箇所	4	4	6		1	15						
	面積		16,918ha	変動面積	762ha	1,445	6,780		288	9,275	ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区(再指定を含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8	計(E)		
						2	4	6		1	13		19
ha						564ha	1,445	6,780		288	9,077		11,233ha
													3
ha						ha							1,511ha
													2
ha						ha							316ha
						2					2		17
ha						198ha					198		3,858ha
						4	4	6		1	15		41
ha						762ha	1,445	6,780		288	9,275		16,918ha

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

国が示した指定目標（11カ所、3,300ha）を既に達成しているため、新規指定計画は行わない。

(イ) 集団渡来地の保護区

県内に、集団で渡来する鳥類の種数又は個体数が多く保護が必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

(ウ) 希少鳥獣生息地の保護区

県内に、絶滅の恐れがある希少鳥獣が生息し保護を図る必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

(エ) 身近な鳥獣生息地の保護区

県内に、鳥獣の良好な生息地を確保し保護を図る必要な区域がないため、新規指定計画は行わない。

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
令和4年度	身近な鳥獣生息地	森林公園	期間更新	38ha	-	38ha	R4.11.1~R14.10.31		
		朝日山	〃	160ha		160ha	〃		
	森林鳥獣生息地	馬渡島	期間更新	400ha	-	400ha	R4.11.1~R14.10.31		
		糸岐	〃	164ha	-	164ha	〃		
計		4箇所		762ha	-	762ha			
令和5年度	森林鳥獣生息地	天山	期間更新	278ha	-	278ha	R5.11.1~R15.10.31		
		稗田	期間更新	10ha	-	10ha	〃		
		八幡岳	〃	75ha	-	75ha	〃		
		脊振山	期間更新	1,082ha		1,082ha	〃		
計		4箇所		1,445ha	-	1,445ha			
令和6年度	森林鳥獣生息地	作礼山	期間更新	465ha	-	465ha	R6.11.1~R16.10.31		
		九千部山	〃	1,042ha	-	1,042ha	〃		
		黒髪山	〃	2,202ha	-	2,202ha	〃		
		高野	〃	143ha	-	143ha	〃		
		多良岳	〃	2,405ha	-	2,405ha	〃		
		岩屋川内	〃	523ha	-	523ha	〃		



計		6箇所		6,780ha	-	6,780ha		
令和7年度					-			
計		0箇所			-			
令和8年度	森林鳥獣生息地	基山	期間更新	288ha	-	288ha	R8.11.1~R18.10.31	
計		1箇所		288ha	-	288ha		
合計		15箇所		9,275ha	-	9,275ha		

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

#### ① 指定に関する中長期的な方針

- (ア) 特別保護地区の指定にあたっては、鳥獣保護区の区域内において、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- (イ) 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の設定期間に合わせて指定する。
- (ウ) 本計画期間中に指定期間満了となる「権現山特別保護地区」、「黒髪山特別保護地区」、「竜門ダム特別保護地区」、「多良岳特別保護地区」については、再指定を計画する。
- (エ) 「権現山特別保護地区」、「黒髪山特別保護地区」、「竜門ダム特別保護地区」、「多良岳特別保護地区」以外の新規指定、期間更新は行わない。

#### ② 指定区分ごとの方針

##### (ア) 森林鳥獣生息地の保護区

- ・良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

##### (イ) 集団渡来地の保護区

- ・渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分		既指定特別保護地区 (A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する 特別保護地区					
				4年度	5	6	7	8	計(B)	4年度	5	6	7	8
森林鳥獣 生息地	箇所	4	箇 所		1	3			4					
	面積	271ha	変動面積	ha	75	196			271					
集団渡来地	箇所	1	箇 所											
	面積	70ha	変動面積	ha						ha				
計	箇所	5	箇 所		1	3			4					
	面積	341ha	変動面積	ha	75	196			271	ha				

本計画期間に区域縮小する 特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了となる 特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中の 増減*	計画終了時の 特別保護地区 **	
4年度	5	6	7	8	計(D)	4年度	5	6	7	8			計(E)
							1	3			4		4
ha						ha	75	196			271		271
													1
ha						ha							70
												0	5
ha						ha						0	341

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

(指定計画内訳)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区			特別保護指定区域		備考
	指定区分	名称	指定面積	指定期間	名称	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
令和5年度	森林鳥獣 生息地	権現山	75ha	R5. 11. 1～ R15. 10. 31	権現山	75ha	R5. 11. 1～ R15. 10. 31			再指定
令和6年度	森林鳥獣 生息地	黒髪山	56ha	R6. 11. 1～ R16. 10. 31	黒髪山	56ha	R6. 11. 1～ R16. 10. 31			再指定
		竜門ダム	17ha		竜門ダム	17ha				
		多良岳	123ha		多良岳	123ha				
合計		4箇所	271ha		4箇所	271ha				

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### (2) 休猟区指定計画

近年、野生鳥獣による諸被害が発生している一方で、狩猟者の減少により狩猟による捕獲圧が弱まっていると考えられ、狩猟鳥獣の著しい減少は認められない。こうした状況を考慮し、本計画期間中に新規休猟区の指定は、原則として行わない。

#### (3) 特例休猟区指定計画

本計画期間中に、特例休猟区の指定計画は行わない。

### 4 鳥獣保護区の整備等

#### (1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識を設けるなど、管理のための施設を整備するものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	既指定鳥獣保護区				
管理棟等の整備	整備予定なし				

② 調査、巡視等の計画

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	県内全鳥獣保護区（41箇所）			
	人数	全鳥獣保護管理員（34名）			
管理のための調査の実施	鳥獣生息状況調査、法令違反取締り等				

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

鳥獣の人工増殖について、今後、県内で鳥獣の人工増殖を図る者があれば、計画的な増殖体制の確立が図られるよう助言等に努めるものとする。

##### (2) 人工増殖計画

現在、県内に鳥獣の人工増殖を行う者がいないため、人工増殖計画は行わない。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

狩猟鳥類の保護繁殖を図るため、放鳥する鳥類の種類をキジとし、次の①から③に留意して、生産技術の確立された県外から優良種のキュウシュウキジを購入して放鳥事業を実施するが、事業の効果等を検証しながら、そのあり方について引き続き検討を行う。

①キジの生息に適した、鳥獣保護区等に野生化訓練されたキジを放鳥する。

②放鳥の効果を高めるため、放鳥の場所、時期等には十分配慮する。

③放鳥するキジは脚環を装着することとし、観察報告や捕獲報告により定着状況の把握に努める。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(放鳥計画)

種類名	放鳥の地域	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
キジ	鳥獣保護区 特定猟具使用禁止区域	4箇所	200羽	4箇所	200羽	4箇所	200羽	4箇所	200羽	4箇所	200羽

(入手計画)

種類名	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他
キジ	羽	200羽	羽	羽	200羽	羽	羽	200羽	羽
	令和7年度			令和8年度					
	委託生産	購入	その他	委託生産	購入	その他			
	羽	200羽	羽	羽	200羽	羽			

(3) 放獣計画

哺乳類（希少種を除く）は、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣計画は行わない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 区分

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法という）第2条第4項に基づき環境省令で定められている希少鳥獣並びに佐賀県レッドデータブックにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

## (2) 狩猟鳥獣

### ① 区分

鳥獣保護管理法第2条第7項に基づき定める鳥獣とする。

### ② 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理のため、農林水産業被害状況等の把握に努めるものとする。

被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及び実施により、地域個体の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。また、地域的な狩猟鳥獣の保護の観点から、捕獲圧が強い狩猟鳥獣については、必要に応じて休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、次の(3)に該当する種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

## (3) 外来鳥獣等

### ① 区分

本来、我が国に生息地を有しておらず人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて佐賀県に人為的に外部から導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

### ② 管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて県内に人為的に野外導入されることがないように、普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、外来生物法という）に基づく特定外来生物は、同法に基づく計画的な防除を推進する。

## (4) 指定管理鳥獣

### ① 区分

鳥獣保護管理法第2条第5項に基づき環境省令で定められている指定管理鳥獣とする。

### ② 管理の考え方

指定管理鳥獣の適切な管理のため、捕獲状況や農林水産業被害状況等の把握に努めるとともに、被害防止を図るため、第二種特定鳥獣管理計画の作成および実施により、地域個体群の存続に配慮しつつも、必要な捕獲等の推進と目標達成状況の評価に努めるものとする。さらに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、鳥獣被害防止特措法という）に基づく被害防止計画を策定した市町が実施する被害防止のための捕獲対策等との整合を図る。

(5) 一般鳥獣

① 区分

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣等以外の鳥獣とする。

② 保護及び管理の考え方

個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努める。

また、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

①捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

②捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させる恐れがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りでない。

③捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④野生鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念に反するだけでなく、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲を行う場合

⑤捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

⑥特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは鳥獣保護管理法第9条第3項第4項に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

⑦鳥獣保護管理法第36条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下、規則という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、同法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

⑧鳥獣保護管理法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、同法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等

又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の条件等の適切な条件を付すものとする。

### (3) 許可する場合の基本的考え方

#### ① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省脚環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

#### ② 鳥獣の保護を目的とする場合

##### (ア) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

##### (イ) その他鳥獣の保護を目的とする場合

上記以外の鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

##### ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

##### イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

#### ③ 鳥獣の管理を目的とする場合

##### (ア) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

##### (イ) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

#### ④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。



(ア) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

(イ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

(ウ) 鵜飼漁業への利用

鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合

(エ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

(オ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等

#### (4) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

ただし、下記①－(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲及び人への危険のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

##### ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

##### ② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①－(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

##### ③ 標識の装着

わなの使用に当たっては、鳥獣保護管理法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

#### (5) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少なく保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度

の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

#### (6) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の指導を徹底する。

### 3 学術研究等を目的とする場合

#### (1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

##### ① 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

##### ② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

##### ③ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

##### ④ 期間

1年以内

##### ⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域においては特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

##### ⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下、「禁止猟法」という）ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷を伴う（以下「殺傷等」という。）捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきでないと思えられる場合はこの限りではない。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要なものと認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、脚環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間の経過後、短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

4 鳥獣の保護を目的とする場合  
原則として次の基準による。

捕獲の目的	許可 権者	許可基準				
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭又は個)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法を採用すること。
(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下、禁止猟法という。)は認めない。
(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)	1年以内	必要と認められる区域	禁止猟法は認めない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

① 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

②鳥獣による被害発生予察表の作成

(ア) 予察表

※被害発生時期は該当月を一印で示し、特に発生が甚大となる時期が存在する場合は+印としている。

加害鳥獣名	被害発生地域 市町名	被害農林水産物等	被害発生時期												
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
イノシシ	佐賀市	水稲、果樹、いも類、たけのこ、野菜、みかん	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---
	唐津市	水稲、たけのこ、いも類、野菜、果樹、葉たばこ	--+	+++	+++	---	+++	+++	+++	+++	+-	---	---	---	---
	鳥栖市	水稲					--	---	---						
	多久市	果樹、水稲、野菜	---	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---
	伊万里市	果樹、水稲、大豆		-	---	+++	+++	+++	---	---	---				
	武雄市	水稲、大豆、たけのこ、みかん、牧草、いちご、くり	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	鹿島市	いも類、果樹、水稲、たけのこ	---	---	-++	+--	-++	+++	+++	+++	+-	---	---	---	---
	小城市	水稲、果樹、たけのこ、いも類		---		---	---	---	+++	+++	++				
	嬉野市	水稲、茶、たけのこ、大豆、芋類	+++	+++	---	---	+++	+++	+++	+-	---	---	---	---	---
	神埼市	水稲、野菜、いも類、たけのこ、果樹、	+++	+++	---	+++	+++	+++	+++	+++	---	---	---	---	---
	吉野ヶ里町	水稲、たけのこ、果樹	---				--	+++	+++	+++					---
	基山町	水稲、麦、果樹	---	---			---	+++	+++	---					
	みやき町	水稲、たけのこ、かんきつ類、いも類	---		---	---	---	---	---	---	---				---
	上峰町	水稲、果樹				---	---	+++	+++	---	+++	---			
	玄海町	水稲、いも類、果樹	---	---	---	-++	+++	+--	+++	+++	---	---	---	---	---
	有田町	水稲、大豆				--	---	---	---	---					
	江北町	水稲、たけのこ、果樹、大豆	---	--			---	+++	+++	+++	+++	+			---
	大町町	たけのこ、野菜、水稲、果樹	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
	白石町	野菜、いも類、たけのこ、水稲、大豆、	--	---			---	-++	+++	+++	+++	---	---	---	---
太良町	水稲、果樹(みかん)、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
アライグマ	佐賀市	果樹、いちご、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---				
	江北町	果樹							---	---	---				
	神埼市	果樹、野菜、果物、いちご、かき、みかん	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	

アナグマ	唐津市	果樹、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	佐賀市	いちご	---						---	---	---	---	---	---	---	
	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---					
	武雄市	かんきつ (みかん)					---	---	---	---	---	---	---	---		
	嬉野市	いちご	---	---								---	---	---	---	
	神埼市	干し柿、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	鹿島市	とうもろこし、いちご				---	---			---	---	---	---	---	---	
	玄海町	いちご									---	---				
	白石町	いちご、豆類、たまねぎの苗、とうもろこし、アスパラガス	+++	---	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+-				
	江北町	果樹						---	---	---						
	有田町	とうもろこし				---	---					---	---	---	---	---
タヌキ	唐津市	野菜、果樹	---	---	---	---	---	---	+++	+++	+-	---			---	
	伊万里市	果樹			---	+++	+++	+++	---	---	---					
	武雄市	いちご	---	---											---	
	神埼市	野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	佐賀市	いちご	---						---	---	---	---	---	---	---	
	白石町	いちご、豆類、たまねぎの苗、とうもろこし、アスパラガス	+++	---	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+-				
カモ類	鳥栖市	麦										---	---			
	佐賀市	麦、のり										---	---	---	---	
	小城市	麦、のり										---	---			
	鹿島市	麦、のり										---	---	---		
	大町町	麦										---	---			
	江北町	麦										---	+++			
	白石町	れんこん、麦、のり	---	---								---	+++	---		
カラス類	佐賀市	水稻、いちご、かんきつ、かき、大豆、大麦、小麦、野菜、りんご、施設ビニール	---	---	---	---	---	---	+++	+++	+++	---	---	---	---	
	唐津市	麦、果樹、野菜				---	---	---	---	+	+++	---	---	---	---	
	鳥栖市	麦										---	---			
	多久市	麦、大豆、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	伊万里市	果樹、野菜			---	+++	+++	+++	---	---	---	---	---	---	---	

カラス類	武雄市	みかん、かき				---	---	---	---	---	---	---	---	
	鹿島市	果樹					---	---	---	---	---	---	---	---
	小城市	果樹		---	---	---	---	---	---	---	---			
	神埼市	麦、大豆、野菜、かき、いちご	---	---	---	---	---	---	---	---	---			---
	嬉野市	大豆			---	+++								
	吉野ヶ里町	水稲				-	---	---						
	基山町	野菜、果樹	---	---	---	---	---	---	+++	+	-	---	---	---
	みやき町	麦、豆類、かんきつ類				-	---		---	---	-			
	上峰町	大豆				---								
	有田町	果樹				---	---	---						
	江北町	果樹、麦					---	-	---	---	---	---	-	
	大町町	大豆				---	-							
	白石町	野菜、果樹、麦、大豆、アスパラガス、		---	---	---	---	---	---	---	+++	---	---	---
	太良町	みかん							---	---	---	---		
キジバト	吉野ヶ里町	水稲				---								
サギ類	佐賀市	水稲		---	---	---	---	---						
	唐津市	水稲	---	---	---	---								
	神埼市	水稲		---	---	---								
	鹿島市	水稲			---	---	---							
	吉野ヶ里町	水稲				---	---							
	上峰町	大豆				---								
	白石町	水稲					---	---	---					
ニホンザル	唐津市	野菜、果樹、花、とうもろこし	---	---	---	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++	+++
	神埼市	野菜、果物				---	---							
スズメ	嬉野市	麦、水稲		+++	---		---	+++						
	佐賀市	水稲・麦	---	---			---	---	---					
	神埼市	水稲					---	-						
	大町町	水稲						-	---					
	白石町	水稲、麦		---	---		---	---	---		---	---		
	太良町	水稲						---	---					
カワラバト (ドバト)	佐賀市	麦、大豆、野菜	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	唐津市	豆類	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

カワラバト (ドバト)	鳥栖市	豆類				---	---								
	多久市	大豆				---	---								
	武雄市	大豆、飼料作物	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	
	鹿島市	大豆				+	+				---	---			
	小城市	大豆				---									
	神崎市	そば、大豆、野菜				---	---	---	---	---	---				
	吉野ヶ里町	水稲				---									
	基山町	大豆				---	---								
	上峰町	大豆				---									
	大町町	大豆				---									
	白石町	野菜、大豆、麦、飼料作物		---	---	---	---	---	---						
ノウサギ	神崎市	ヒノキ	---	---									---	---	
	みやき町	野菜	---											---	
	江北町	大豆						---							
	有田町	大豆	---	---	---	---	---	---	---		---	---	---	---	
イタチ	佐賀市	いちご	---						---	---	---	---	---		
ノヤギ	唐津市	農作物全般	---	---	---	---	---	---	---	---	---	+++	+++	+++	
ヒヨドリ	佐賀市	みかん、野菜、ブルーベリー、キャベツ、ブロッコリー				-	+	+	+	+	---	---	---	+++	---
	唐津市	野菜・果樹								-	+	+	+	---	+++
	鹿島市	果樹								---	---	---			
	神崎市	野菜											---	+++	
	みやき町	果樹							---	---	---				
	白石町	果樹								---	---				
	江北町	麦、野菜、果樹									---	+++	+++	---	---
太良町	果樹								---	---					

※被害発生時期は該当月を一印で示し、特に発生が甚大となる時期が存在する場合は+印としている。

農作物被害ではないが、佐賀市の九州佐賀国際空港付近では、鳥類によるバードストライク被害が発生している。



(イ) 予察表に係る方針等

予察による被害防止目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）の対象となる鳥獣は過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。予察捕獲を実施する場合は、過去5年間の鳥獣による被害状況及び鳥獣の生息状況を地域の実情に応じて検討し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表においては、人身被害、事故及び農林水産物の被害の発生が予察される地区ごとに、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、被害の発生地域及び時期等を予察する。

③ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

イノシシ、アライグマ等の農林水産業被害の状況、生態系への影響等から見て適正管理を実施する必要性の高い鳥獣については、生息状況等を踏まえ、適正管理の目標や防除方法等の検討を進めることとし、特にイノシシについては「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、これに基づく対策を実施していくものとする。

(イ) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備考
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第二種特定鳥獣管理計画」に基づく、個体群管理・被害防除・生息環境管理等、総合的な対策の実施</li> <li>モニタリング調査に基づく、計画内容の検討</li> </ul>	第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画
アライグマ	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定外来生物法に基づく防除</li> <li>市町、関係団体等との意見調整、効果的な防除方法等の検討及び必要な措置の推進</li> <li>被害を受けている者の敷地内での小型箱わな等による捕獲の推進</li> </ul>	
ニホンザル カラス サギ類、カモ類	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町、関係団体等との意見調整、効果的な防除方法等の検討及び必要な措置の推進</li> </ul>	

④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

ア 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業等に係る被害防止を図る場合においては、この限りではない。

イ 捕獲等又は採取等する区域

捕獲等又は採取等する区域は、被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な区域とし、特に鳥獣保護区内で実施する場合は、対象外の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをする。

なお、水鳥の鉛中毒を防止するために選定された区域においては、鉛散弾を用いての銃器による捕獲等の許可は行わない。

ただし、鳥獣保護管理法第15条第4項に基づく許可を得ている場合は、この限りでない。

ウ 捕獲等又は採取等する期間

捕獲等又は採取等の実施は、原則として鳥獣による農林水作物等の被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲できる時期とする。

ただし、狩猟期間中及びその前後15日間の捕獲等又は採取等許可については、狩猟期間中は一般の狩猟と、またその前後15日間の場合は、狩猟期間の延長と誤認される恐れがあるので、許可を出した者と許可を受けた者は捕獲区域の周辺住民等関係者への有害駆除の実施を周知する等、適切な対応を行うものとする。

なお、飛行場の区域内において、航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りではない。

エ 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、イノシシ等の大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、止めさし等の取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

(イ) 許可基準

許可権限者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当りの捕獲羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボンガラス	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲檻	被害等の発生状況及び対象となる鳥獣の行動圏域をふまえて、必要かつ適切な区域  ※国指定鳥獣保護区を除く	被害の発生時期又は被害が予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲できる時期	必要かつ適切な期間	被害を防止する目的を達成するために必要な数	市町、環境大臣の定める法人、被害等を受けた者及び被害等を受けた者から依頼を受けた者(鳥獣被害防止特措法に基づき市町が定めた被害防止計画に基づき捕獲等を行う者も含む。)		果樹、水稻、麦類、野菜、大豆等	



(d) 銃器による捕獲等を行う場合は、班（2名以上をもって小班とする。）を編成して団体で実施するものとし、班長の指揮のもとに捕獲等に従事できる者。ただし、次の場合はこの限りではない。

(i) くくりわな等の猟具に鳥獣がかかっており、猟具を仕掛けた捕獲従事者の同意と銃器の使用に当たっての安全性が確保されて、止めさしを行う場合

(ii) 鳥獣が突然民家周辺に出没するなどして、人身に危険を及ぼす恐れがあるなど、緊急避難的に捕獲を実施する必要がある場合

(e) 佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者有害鳥獣捕獲許可に関する情報のうち、捕獲しようとする鳥獣の種類や期間・区域などについて等の情報を、捕獲を行う地区の猟友会支部に共有された者。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(i) カワラバト（ドバト）、カラス、スズメ等による生活環境に係る被害のため、捕獲等又は採取等の専門業者が依頼を受けて行う場合

(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係する猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場合

(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合

(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受けている者の住宅等敷地又はビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト（ドバト）、カラス、スズメ、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合又は卵の採取等をする場合は、次の要件を満たす者とする。

(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(C) 農林業に係る被害を防止するため、農林業者が自己の事業地内で囲いわなを用いて捕獲する場合、次の要件を満たす者とする。

(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(b) 狩猟事故共済や狩猟者保険等に加入しており、捕獲等の実施の際に、事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

(D) 市町又は環境省令で定める法人が捕獲許可の申請者であり、銃器を使用しない捕獲班を組織し、捕獲班内の従事者に狩猟免許所有者が含まれ、その狩猟免許所有者の監督下で補助としてのみ活動する者は、次の要件を満たす者とする。

(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。

(b) 許可申請者の市町又は法人が開催する捕獲に関するルールや猟具の使用方法、安全対策等に関する講習会を受講し、捕獲技術、安全性等が確保されている者。

(E) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者として都道府県知事から鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の知識が一定の基準に適合していることについて認定を受けた者（認定鳥獣捕獲等事業者）

イ 鳥獣被害の発生予察表に基づき作成された有害鳥獣捕獲計画に基づく捕獲頭数については、その目的を達するために必要な数とする。

ウ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、同法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、同法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合においては、同法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

⑤ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、捕獲隊（捕獲を目的として捕獲従事者によって編成された隊をいう。）の編成、一斉捕獲の実施、関係者間の連携強化、農林業者を交えた集落ぐるみの捕獲班の設置、被害防止体制の充実について、関係市町に助言等を行うものとする。

(イ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
イノシシ	被害市町	
カラス類・カワラバト（ドバト）・カモ類		
その他鳥獣		

(ウ) 指導事項の概要

「本計画」及び「佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」に基づく指導・助言を行うものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
第二種特定鳥獣管理計画の定めによる						

6 その他特別の事由の場合

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数 (羽、頭又は個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。	

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6か月以内	原則として、住所地と同一の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	

(3) 鵜飼漁業への利用

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項

知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）	6か月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
----	-----------------------	--	-------	-----------------------------	--	--

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

許可権者	許可基準					
	許可対象者	鳥獣の種類、数	捕獲等期間	捕獲等区域	捕獲等方法	留意事項
知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	禁止猟法は認めない。	

(5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

7 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

① 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことがないように、原則として持ち帰って適切に処理するとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼす恐れが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導することに努める。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するが、捕獲物等は、違法なものと誤認されないように、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲

された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないため、放鳥獣の検討を行う。狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

#### ② 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

#### ③ 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

#### ④ 錯誤捕獲の防止

頻繁にわなを見回ること等のわなの適正な使用の徹底を図るとともに、錯誤捕獲した場合の対応について指導することにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努める。錯誤捕獲の防止は、捕獲等の非対象種を保護する観点で重要であるとともに、鳥獣の計画的な管理にも寄与するものであることにも留意する。

#### ⑤ 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

### (2) 許可権限の市町長への委譲

有害鳥獣による農林水産業又は生活環境への被害に対し地域の実情に応じた迅速かつ的確な対応を図る観点から、一部の種類（狩猟鳥獣または、県が定める鳥獣）については市町長に捕獲等又は採取等の許可権限を委譲しているところであり、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「同法施行規則」、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」及び本計画等に従って適切な事務の遂行がなされ、また、執行状況の報告が行われるよう助言するものとする。

### (3) 鳥類の飼養登録



① 方針

鳥獣の飼養の適正化を図るため、鳥類の捕獲及び飼養に関する法令等の県民への周知徹底に努めるものとする。

② 飼養適正化のための指導内容

県広報、チラシ等により、県民への周知徹底を図るとともに、関係職員や鳥獣保護管理員による巡回・指導等を徹底する。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう指導に努める。

③ 飼養登録の更新

(ア) 現に飼養登録されている個体の脚環の装着等適正な個体管理が行われるよう指導する。

(イ) 登録票の更新は飼養個体と装着許可証（足環）を照合し、確認した上で行うこと。

(ウ) 愛がんのためのメジロの飼養については、平成24年3月31日までに飼養登録中のメジロのみ終生飼養を認めるものとし、長期更新個体の飼養登録の更新にあたっては、個体の特徴を視認すること等により、個体を慎重に確認した上で更新を行うこと。

(4) 販売禁止鳥獣等

① 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

(ア) 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

(イ) 捕獲したヤマドリ<sup>1</sup>の食用品としての販売など、捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼす恐れのないもの。

② 許可の条件

(ア) ヤマドリ、オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

鳥獣保護管理法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	46	箇所	9	3	45	7	5	2829						
	面積	ha 22,776	変動面積	ha 14,135	ha 1,323	ha 646653	ha 1,148	ha 770	ha 18,022 18,029	ha	ha	ha	ha	ha	
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	(2) ※	箇所												
	面積	※ (275ha)	変動面積	ha											

※銃猟に伴う危険を予防するための区域に含まれるため、内数。

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							9	3	4	7	5	28	+1	4647箇所
	面積							ha 14,135	ha 1,323	ha 646	ha 1,148	ha 770	ha 18,022	ha 7	ha 22,77622,783
わな猟に伴う危険	箇所														(2箇所)



年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用 禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具使用 禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
	吉野ヶ里町									
	<u>唐津市</u>	<u>佐志八幡地区</u>	<u>7</u>		<u>新規指定</u>					
		<u>45</u>	<u>646653</u>							
令和7年度	唐津市	波戸岬地区 (銃器)	60	R7.11.1 ～	再指定					
	唐津市	七ツ釜地区(〃)	18	R17.10.31	〃					
令和7年度	唐津市	満越地区(〃)	160	R7.11.1 ～ R17.10.31	〃					
	武雄市	高野地区(〃)	415		〃					
	武雄市	武雄(〃)	434		〃					
	みやき町	香田地区(〃)	23		〃					
	玄海町	藤ノ平ダム(〃)	38		〃					
		<u>7</u>	<u>1,148</u>							
令和8年度	佐賀市	巨勢川調整池 (銃器)	55	R8.11.1 ～ R18.10.31	再指定					
	唐津市	神集島(〃)	142		〃					
	唐津市	菅牟田(〃)	253		〃					
	嬉野市	大野原(〃)	133		〃					
	基山町	城戸・宮浦(〃)	187		〃					
		<u>5</u>	<u>770</u>							
合計		<u>2829</u>	<u>18,022</u> <u>18,029</u>							

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

### (1) 方針

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定するよう検討する。

(2) 銃器にかかる特定猟具使用制限区域指定計画

現在、県内に上記方針に基づく特定猟具の使用を制限する必要な区域がないため、指定計画は行わない。

3 猟区設定のための指導

現在、法第68条に基づく猟区の設定はないが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町、猟友会等と検討するものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 指定計画

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛散弾を使用する方法	只江川河口指定猟法禁止区域	248ha	平成22年11月1日から無期限	

(3) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

生息数の著しい減少又は生息域の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により、地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の

確保・生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められる場合に必要に応じて第一種特定鳥獣保護計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
—	—	—	—	—	

## 2 第一種特定鳥獣保護計画の実施計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて、県及び市町は計画に沿って事業を実行する取組を年度別実施計画として作成するよう努める。

## 3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に必要に応じて作成するものとする。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和4年度	・農作物等被害の軽減 ・個体数の適正な維持	イノシシ	令和4年度～ 令和8年度	県内全域	

## 4 第二種特定鳥獣管理計画の実施計画の作成に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて、県及び市町は計画に沿って事業を実行する取組を年度別実施計画として作成するよう努める。

なお、鳥獣被害防止特措法に基づき市町が策定する被害防止計画がある場合は、被害防止計画と当該実施計画との整合を図るものとする。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合は、指定鳥獣捕獲等事業実施計画と当該実施計画との整合を図るものとする。

# 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

## 1 基本方針

鳥獣の適正な保護管理を行うため、必要に応じて県内に生息する鳥獣の分布状況・生息数を把握するための調査を実施する。

なお、調査の実施に当たっては、関係機関・団体等の協力を得て行うものとする。

## 2 鳥獣保護対策調査

### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、ガン・カモ類等の一斉調査等を実施する。

### (2) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣について、必要に応じて生息状況等を調査する。

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
レッドデータブック記載種	令和4年度～ 令和8年度	既存の資料の活用 現地において分布状況の把握	県内全域	通年

### (3) ガン・カモ類等の一斉調査

県内の主要なガン、カモ類等の渡来地について、個体数調査を行うものとする。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	備考
主要な渡来地	令和4年度～ 令和8年度	調査地点100～130箇所種類別の個体数調査を実施 毎年1月中旬に行う全国調査に基づき行う。	県内全域	

## 3 狩猟鳥獣生息調査

### (1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況等を調査する。

### (2) 狩猟鳥獣生息調査

県内の主要な狩猟鳥獣の生息状況等を把握するため、調査を行う。

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
イノシシ、キジ、ヤマドリ、カラス類、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、シカ等	令和4年度～ 令和8年度	捕獲状況等	既存資料の活用 聞き取り調査 狩猟者からの捕獲数等の報告	

(3) 放鳥効果測定調査

キジの放鳥効果を測定するため、放鳥時に脚環を付し、その回収等により定着状況等を把握する。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	令和4年度～ 令和8年度	200羽/年	脚環	放鳥する雄の数	脚環の回収 ヤマドリ・キジ出合調査	

4 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

農林水産物等に被害を及ぼす鳥獣の防除対策の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生息状況や被害状況等を調査する。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容	調査方法	備考
イノシシ、カモ類、カラス類、 中型哺乳類、ニホンザル、シカ等	令和4年度～ 令和8年度	生息状況調査 被害状況調査	市町による農作物被害調査、 有害鳥獣捕獲数等の報告 重点集落における生息調査等	

5 鳥獣保護管理法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新たな鳥獣保護区等の指定計画がないため、実施の予定なし。

(2) 捕獲情報収集調査

鳥獣保護管理法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）においては、捕獲を行った者から、法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種別捕獲数、処置の概要を報告させるほか、必要に応じて捕獲年月日、捕獲個体の性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、捕獲努力量、目撃数、錯誤捕獲の実態等の報告を求めるものとする。



## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置については、鳥獣保護管理事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟免許者、狩猟登録者の数等を勘案して行い、鳥獣保護管理事業の円滑な推進を図る。また、行政効果を高めるため、計画的に担当職員の研修を行い、専門的知識の向上に努める。

#### (2) 設置計画

区分	現行			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
(本庁) 農林水産部生産者支援課 鳥獣対策担当	人  3	人  4	人  7	人  3	人  4	人  7	本庁の業務 ・鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事 ・第二種特定鳥獣管理計画の策定に関する事 ・鳥獣保護区の指定等に関する事 ・狩猟者登録に関する事 ・鳥獣の捕獲許可に関する事 ・鳥獣保護管理員に関する事 ・鳥獣に関する調査・統計に関する事 ・野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する事 ・野生イノシシにおける豚熱に関する事 ・狩猟免許に関する事 ・取締りに関する事 ・鳥獣の飼養登録に関する事 ・鳥獣保護思想の普及啓発に関する事
(現地機関)							現地機関の業務 ・傷病鳥獣の保護に関する事 ・鳥獣保護思想の普及啓発に関する事 ・狩猟及び無許可捕獲・無登録飼養の取締りに関する事 ・野鳥に関する高病原性鳥インフルエンザに関する事
佐城農業振興センター農業企画課		3	3		3	3	
三神農業振興センター農業企画課		2	2		2	2	
東松浦農業振興センター農業企画課		3	3		3	3	
西松浦農業振興センター農業企画課		2	2		2	2	
藤津農業振興センター農業企画課		3	3		3	3	
農業技術防除センター		1	1		1	1	

(3) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣行政担当者会議	県	5月	1回/1年	県内全域	60人	鳥獣保護管理行政の基本的知識の修得 (市町鳥獣行政担当部局職員、農林事務所職員を対象)	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣保護や狩猟制度についての経験や知識を有した人材から任命するものとし、その配置に当たっては鳥獣保護区等の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案し、適切に行う。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	令和3年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計(C)	充足率(C/A)
人	人	%	人	人	人	人	人	人	%
34	34	100.0	—	—	—	—	—	34	100.0

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
鳥獣保護区等の管理													
狩猟の取締り、指導	←								←				
野鳥の密猟取締り	←												
鳥獣販売店舗等の立入検査	←												
鳥獣保護思想の普及啓発	←												
鳥獣に関する諸調査									←				
傷病鳥獣の保護	←												

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護管理員研修	県	5月	1回/1年	全県	その年度の保護管理員総数	鳥獣保護管理員として必要な専門知識の修得	その他、必要に応じて管理員に対して研修を行う。

(2) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
事故防止狩猟者研修	県	10～11月	20/1	全県	約700名	法令や事故防止のための注意事項、一般的な狩猟マナー、安全狩猟についての研修	
網・わな実技研修	〃	9月～11月	4/1	〃	約50名	網猟・わな猟の免許所持者に対して、事故防止のための猟具の取扱い等についての実技研修	
銃器実技研修	〃	10月	1/1	〃	約20名	第一種銃猟及び第二種銃猟の免許所持者に対して、事故防止のための銃器の取扱の実技研修	
狩猟指導員研修	〃	9月	1/1	〃	約40名	狩猟安全指導員に対して、法令順守等についての研修	
狩猟指導員研修 (銃器実技研修)	〃	〃	1/1	〃	約20名	狩猟安全指導員に対して、銃猟の初心者等の未熟者に対する指導技術を向上させるための実技研修	

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。また、止めさしやわなの見回りの際は事故が起りやすいため、事故防止のための注意喚起を特に行う。さらに、狩猟関係の手続の利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実に加え、知識・技術の向上のための取組を進める。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲などの活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる認定鳥獣捕獲等事業者を必要に応じて確保・育成に努めるものとする。

#### 4 取締り

##### (1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と緊密な連携を図り、迅速かつ適正な取締りを行うものとする。

なお、取締りの情報収集等に関しては、民間団体等と連携・協力を努めるものとする。

##### (2) 年間計画

事項	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
密猟等の取締り	←												→	
違法飼養の取締り(随時)	←													→
狩猟違反の取締り							←							→
違法捕獲の取締り(随時)	←													→

## 第九 その他

### 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

#### (1) 鳥獣保護管理員

平成19年度以降、県下34名の鳥獣保護管理員を設置しているが、その平均年齢は65歳と高齢であり、今後、鳥獣保護管理に関する豊富な知識を有する人材を育成することが重要である。

#### (2) 有害鳥獣捕獲の従事者

有害鳥獣捕獲の一役を担っている狩猟免許の所持者は、銃猟の免許所持者数は減少しているものの、イノシシ捕獲の中心である「わな」の免許所持者数はここ数年1,000~1,200人で推移している。

一方、狩猟免許所持者の年齢構成をみると、60歳以上の割合が60~65%で推移しており、狩猟免許所持者の高齢化が進んでいることから、有害鳥獣捕獲の負担がだんだんと大きくなってきている。

このようなことから、被害を受けている農林業者自らが捕獲する『自衛捕獲』や、「わな猟免許所持者」と、わなの設置、えさやり、見回り、捕獲した個体の処分などの補助を行う「補助者」で構成する『捕獲班』を育成することにより、わな猟免許所持者の負担を減らし、将来に向けた地域の有害鳥獣捕獲体制を

整備していく必要がある。

なお、地域で捕獲者を確保できないところが出てきた場合には、各市町に設置されている鳥獣被害対策実施隊や認定鳥獣捕獲等事業者（指定管理鳥獣捕獲等事業の活用）などによる有害鳥獣捕獲の実施を検討する必要がある。

また、第一種銃猟免許所持者が平成23年度の735人から令和2年には536人へと減少しており、有害鳥獣捕獲を実施する場合に大型イノシシの止めさしやカラス・カワラバト（ドバト）等の捕獲を行う銃猟免許を有する従事者の確保も重要である。

### （3）鳥獣による農作物の被害

鳥獣による農作物の被害額は、中山間地域を中心にイノシシによる被害が全体の60%以上を占めている。農業経営の安定を図るために、イノシシを始めとする鳥獣による農作物被害をいかに防止するかが重要である。

### （4）鳥類による生活環境の被害

市街地を中心にカラス等による糞公害や生ゴミの食い荒らし被害が発生しており、生ゴミの適正管理を行うとともに鳥類を寄せ付けない対策とともに市街地での有効な捕獲方法の確立が必要である。

### （5）市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、イノシシやニホンザルなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増えている。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するとともに、地域個体群を安定的に維持していくためには、鳥獣の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人と鳥獣のすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、それぞれの区域ごとに設定した管理目標のもとゾーニング管理に取り組むことが重要である。

市街地等への出没の対策には市街地等に接する里地里山等の環境管理、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、イノシシやサル等の出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするためには、市町や県、狩猟者団体、警察等の関係機関が連携して、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針を定めておく必要がある。

さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等には専門的な技術が要求される場合もあることから、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けなどの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組を検討する必要がある。

## 2 狩猟の適正化

### （1）方針

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

### （2）狩猟者登録

本県で狩猟を行おうとする者の狩猟者登録に際しては、必要に応じて法令に違反した場合に行政機関の処置に同意する旨を記載した同意書の提出を要件とする。

### 3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

傷病鳥獣の救護については、野生復帰させることが必要であると判断される場合は、鳥獣保護管理員、市町、獣医師会等と連携して、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努め、県民に対しては、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。

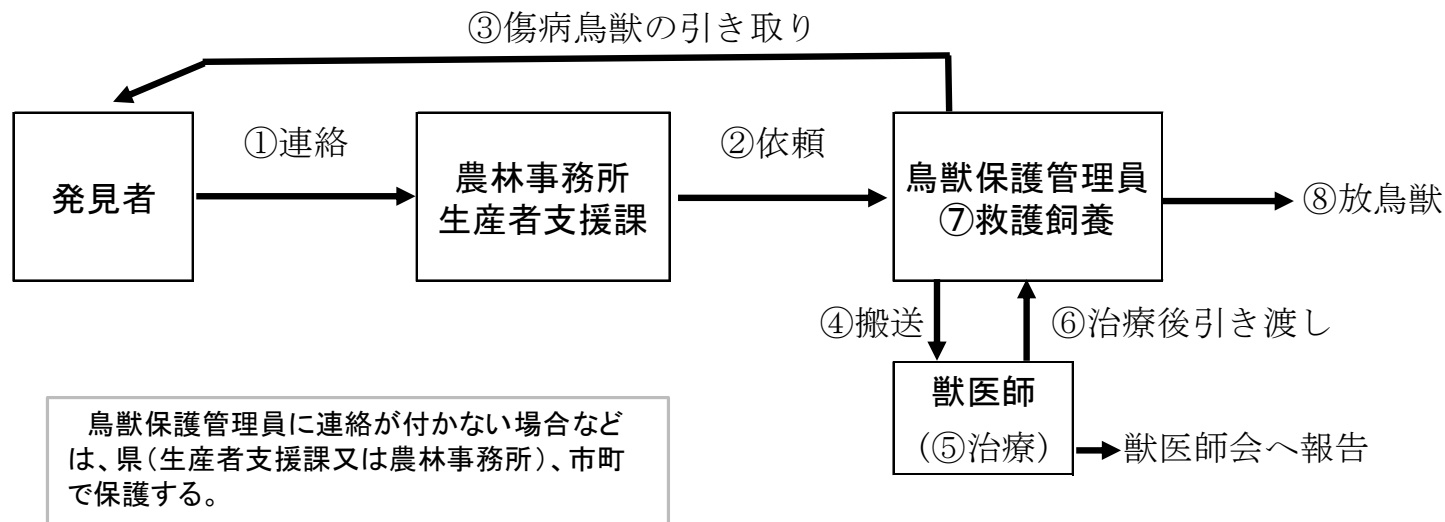
なお、以下の鳥獣については、原則として傷病鳥獣の救護対象としない。

- ① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令第1条別表第1に掲げる鳥獣
- ② 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第65条第1項において移入規制種と指定された鳥獣
- ③ 毎年、県内で有害鳥獣捕獲等が多く実施され、野生復帰させることが農林水産業等への被害の原因となるおそれのある鳥獣
- ④ 雛及び出生直後の幼獣

また、油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備を検討する。

#### (2) 体制

#### 【佐賀県野生傷病鳥獣救護システムフロー図】



### (3) 傷病鳥獣の個体の処置について

傷病鳥獣の救護に当たっては、鳥獣保護管理法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、鳥獣保護管理法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意する。

### (4) 野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症対策

収容個体について、野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の可能性が疑われる場合には、狂犬病予防法等の関係法令の規定に従い、適切に対処する。また、周囲で家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

### (5) 放鳥獣

放鳥獣は発見救護された場所で行うことを基本とするが、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

## 4 感染症への対応

人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携したサーベイランス等を実施し、情報の共有を行う。また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び県内の関係機関との連絡体制を整備する。さらに、関係する機関等に加え、住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

### (1) 高病原性鳥インフルエンザ

畜産業への影響も大きいことから、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査等の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査等を実施する体制の整備に努める。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや野鳥との接し方等について、住民への情報提供や普及啓発等を適切に実施する。

### (2) 豚熱 (CSF) 、アフリカ豚熱 (ASF)

家畜衛生部局等と調整しながら野生イノシシにおける感染確認検査を実施するとともに周辺県、関係市町村、関係団体等と連携しながら防疫措置を含むサーベイランスや捕獲強化等の対策を推進する。なお、感染が確認された地域で捕獲を実施するに当たっては、狩猟者や捕獲従事者に対し「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」等に基づいた防疫措置を徹底して、捕獲等を実施するよう指導する。

アフリカ豚熱については、現在、国内での感染は確認されていないが、家畜衛生部局等と連携・協力しながら、野生イノシシにおける感染確認検査の実施や監視体制強化により、万が一の侵入時に早期発見が可能な体制整備に努める。

(3) その他感染症

口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要性、対応方法等について検討する。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

広く県民に鳥獣保護思想の普及を図るため、市町、学校、関係団体等の協力を得て、愛鳥週間ポスターコンクール等を実施する。

② 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
落下ヒナの取扱いの普及啓発	←————→												ホームページ等
愛鳥週間ポスター募集	←————→												小、中、高校生対象
愛鳥普及事業 巣箱等の設置						←————→						愛鳥モデル校対象	

③ 愛鳥週間行事等の計画

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	ポスターコンクールの実施				

(2) 安易な餌付けの防止

① 方針

鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害及び農作物被害等を誘引することとなり、生態系や鳥獣の保護及び管理への影響が生じるおそれがある。このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣による被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に積極的に取り組むものとする。

また、鳥獣を観光等に利用するための餌付けについても、鳥獣の生息状況への影響や、鳥獣による被害を誘引することがないように十分配慮するものとする。



る。さらに、不適切な生ゴミの処理や未収穫作物の放置は、結果として鳥獣への餌付けにつながり、鳥獣による生活環境や農林水産業等への被害を誘引することにもなることから、安易な餌付けが行われることのないよう、ホームページ等での普及啓発等にも努めるものとする。

② 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発														ホームページ等	県民 観光客 農林業者

(3) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

小・中学校児童・生徒を対象に愛鳥思想の普及を図るとともに、愛鳥活動の実践を通じて、自然と人とのかかわりを体得させるため、愛鳥モデル校の指定を行う。

② 指定期間

3年間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

野鳥に対する関心を高めるため、キジ放鳥事業への参加、探鳥会の開催、学校周辺部への巣箱・給餌台の設置、実のなる木の植栽などを行うよう指導する。

④ 指定計画

区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	2	—	2	2	—	2	—	1	1	1	—	1	1	—	1
中学校	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1
計	2	—	2	2	—	2	—	2	2	2	—	2	2	—	2

(4) 法令の普及徹底

① 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第12条第1項に基

